毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和８年３月25日
水　曜　日

号　外(5)

目　　次

議会規則
○富山県議会会議規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年３月25日

富山県議会議長　筱　　岡　　貞　　郎

富山県議会規則第２号

富山県議会会議規則の一部を改正する規則

富山県議会会議規則（昭和32年富山県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「６週間」を「８週間」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（議・議事課）

令和８年３月25日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番